

令和7年度インターンシップモデル事業 受け入れモデル事業所 募集概要 (島根県健康福祉部高齢者福祉課)

1. モデル事業所公募期間

令和7年4月10日(木)～令和7年4月25日(金)

※募集状況によっては、追加募集を行う可能性もあります。

2. 募集要件(下記の要件を全て満たす事業所とします)

- ①島根県内に住所及び事業の拠点を置く介護事業所であること。
- ②経営者か同等の裁量をお持ちの方が、受け入れ担当者・窓口となること。
- ③受け入れ担当者が人材選考の面談に出席可能であること。
- ④会社更生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑤島根県暴力団排除条例(平成22年12月24日島根県条例第49号)第2条第1号に規定する者でないこと。
- ⑥「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」を宣言していること。または、令和7年9月30日までに宣言手続きを行うこと。

「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所制度」とは

- ・人材育成や処遇、職場環境の改善に積極的に取り組む島根県内の福祉・介護事業者が自らの取組について宣言し、これからの進路を考える若者や求職者の方に情報発信する制度です。
- ・宣言手続きの詳細は島根県高齢者福祉課ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigozinnzaikakuho/sengenjigyoushoseido.html>



- ⑦学生をインターンシップとして4週間～8週間程度受け入れることで、新たなチャレンジや業務の活性化を目指す事業所であること。

【詳細】

- ・今回のインターンシップでは、まずモデル事業所が、自らの課題や解決に向けた目標を認識してもらうことから始める。
- ・インターンシップを行う学生には、それぞれの強みや特技を生かしてもらい、介護事業所での活躍の場を見出してもらうことで、モデル事業所における上記の課題解決に資することを目的とする。

想定されるインターンシップの内容(例)

- ・モデル事業所の課題：テクノロジーの導入や活用
- ・学生：業務効率化のためのアプリ作成
- ・モデル事業所の課題：事業PRや職員採用の広報
- ・学生：SNS等を活用した広報手段や内容の提案 等

3. 募集内容

下記の事項を満たす受け入れをお願いします。

<留意事項>

- 学生をインターンシップとして受け入れるにあたり、単なる人員不足の補填ではなく、事業所の新たなチャレンジに関わる内容としての受け入れを行うこと。

4. 学生がインターンシップで行う業務内容の決定方法

下記のとおりとしますのでご承知おきください。

- 島根県や関係団体等との協議の上で決定。
- 学生の受け入れ前に、島根県や関係団体と協議の上、受け入れプログラムを作成する。

5. 学生がインターンシップに従事する場所

受け入れ先のモデル事業所

※出張等により場所を変更することも可能です。

6. 応募方法

別添「令和7年度 島根県健康福祉部高齢者福祉課 インターンシップモデル事業 受け入れモデル事業所申込書」を記載し、メールで提出してください。

【応募締切】令和7年4月25日（金）

※ご提出いただいた書類を確認し、島根県や関係団体にて精査を行い、参加可否について判断いたします。

※申込内容の詳細を確認するため、必要に応じて、島根県や関係団体からヒアリングを行う場合があります。

※応募事業所が多数の場合は、条件を満たしていても参加をお断りする場合があります。

7. 支援内容・参画費用

本事業では、学生の募集から決定、インターン期間終了までを支援します。

- ・学生と共に取り組むプロジェクト（インターンプログラム）の設計及び募集要項の作成
- ・応募した学生との1次面接の代行及び受け入れ事業所との面接への同席・支援
- ・応募した学生の合否判定の際、受け入れ事業所との情報整理、相談対応
- ・採用した学生との誓約書や各種契約書の締結の支援
- ・学生との活動開始後の相談対応及び事務局からの双方への定期的な声掛け
- ・学生の暮らし（居住場所等）や休日のサポート

参画費用：無料

※インターン学生の現地滞在費、移動費、報償費等は全額学生へ助成します。

※取り組み内容によって必要となる物品は受け入れ事業所にてご用意いただくことがあります。（制服や各団体の名刺など）

※参加学生との雇用契約は存在しないものとします。（参加学生は別途傷害保険等に参加します。）

※参加学生を確約できるものではありません。

8. 失格規定

次に掲げる事項に該当する者は、応募資格を失うものとします。

- ①虚偽の内容で応募した者
- ②応募書類の提出後、応募資格の要件を満たさないことが認められた者
- ③選考の公平性に影響を与える行為をした者
- ④募集要項に違反すると認められる者
- ⑤その他不正な行為や公序良俗に反する行為を行ったと認められる者

9. スケジュール（変更となる可能性があります）

参加モデル事業募集期間：令和7年4月25日（金）まで

モデル事業所確定：令和7年5月9日（金）

学生募集・選考：令和7年5月中旬～令和7年6月

学生受け入れ期間：令和7年7月1日～令和7年9月頃（約1カ月間）

最終報告会：令和7年10月頃

10. その他

上記に記載のない項目で疑義が生じた場合は、島根県高齢者福祉課において判断し、決定するものとします。

11. 申込手続き

【申込先及び問合せ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部高齢者福祉課 介護人材係

TEL：0852-22-6696 ／ メールアドレス：kaigo-jinzai@pref.shimane.lg.jp

【申込方法】

別添様式「令和7年度 島根県健康福祉部高齢者福祉課 インターンシップモデル事業 受け入れモデル事業所申込書」の全ての項目に記載の上、上記メールアドレスあてに令和7年4月25日（金）17：00 までにデータでご提出ください。

※メール以外の提出は受け付けません。